

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年4月9日～2020年4月15日)

令和2年(2020年)4月16日

H E A D L I N E S

## 政治

スモレンスクにおける政府専用機墜落事故10周年  
カティンの森事件80周年に際するドゥダ大統領の発言  
憲法改正に関する法案の下院第一読会への送付  
ポーランドの新型コロナウイルス感染症対策への支援  
大統領選挙等に関するレンデルス欧州委員の発言  
中国からの新型コロナウイルス感染症対策用の医療物資の到着  
ポーランド軍事技術大学で11名が新型コロナウイルス感染症への感染を確認  
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動

## 治安等

5G技術開発への情報機関の関与に関するポーランド電気通信局長の発言  
新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたサイバー攻撃の増加  
新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたロシアによる偽情報拡散  
ホジュフで発生した未成年による強盗刺傷事件  
警察による押収品のアルコール等を使用した消毒液の生産  
新型コロナウイルス感染症対策に伴う罰金徴収状況

## 経済

ドゥダ大統領、新型コロナウイルス感染症危機対策の修正を提案  
下院、公的郵便物の電子送付法案を検討  
スタンダード・アンド・プアーズによる格付け  
IMFによるポーランド経済見通し  
3月の消費者物価指数  
新型コロナウイルス感染症の影響に関する被雇用者の意識調査結果  
新型コロナウイルス感染症による建設業界への影響  
公共投資関連動向  
ポーランド航空グループがコンドル航空の買収を取りやめ  
PGEの事業方針  
3月の発電電力構成の動向  
ポーランド科学アカデミーが新型コロナウイルス感染症検査キットの生産を開始

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起  
マイナンバーカード取得のお願い  
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先：大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

スモレンスクにおける政府専用機墜落事故10周年【11日】

11日、当時のレフ・カチンスキ大統領夫妻をはじめ、ポーランドの要人等96人が死亡した、スモレンスクにおける政府専用機墜落事故から10周年を迎え、同大統領の兄である「法と正義」(PiS)のヤロスワフ・カチンスキ党首、モラヴィエツキ首相等の政府要人がピウスツキ広場やポボンスカ墓地の追悼記念碑を訪れ、献花を行った。また、ドゥダ大統領は、故カチンスキ大統領夫妻の棺が納められているクラクフのヴァヴェル大聖堂を訪れて献花を行った。本年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、例年のような行進や大規模集会は実施されなかった。

カティンの森事件80周年に際するドゥダ大統領の発言【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ポーランド人将校等約2

万2,000人がソ連により殺害された、カティンの森事件から80周年に際して声明を発表し、カティンの森事件はポーランド史を理解する上で不可欠で象徴的な出来事であり、若い世代に伝えていかなければならないと述べた。また、同大統領は、ポーランドはカティンを自国の歴史上の重要な場所とする真実を回復し、今後はその真実を永遠に守っていく義務を負っていると強調し、ポーランドの独立のために戦い、ソ連の犯罪の犠牲となった英雄達を追悼する旨述べた。

憲法改正に関する法案の下院第一読会への送付【15日】

15日、与党「法と正義」(PiS)の提出した憲法改正に関する法案が下院第一読会に送付された。同法案では、現行憲法の規定を改正して現職大統領の任期を再選不可の7年とし、本法案の施行前に布告される選挙を無効とすると規定している。

外交・安全保障

ポーランドの新型コロナウイルス感染症対策への支援【12日】

12日、外務省は、ポーランドの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策における海外協力をまとめたプレスリリースを発表した。同発表によると、3月30日より15名の医療従事者で構成される軍事医療機関及びポーランド国際支援センターのミッションが、派遣先のイタリアで医療支援を行っているほか、ポーランド政府とポーランド航空(LOT)によるチャーター便事業「LotDoDomu」(家に帰ろう便)にて、5万5,000人のポーランド国民の帰国に加え、英国、米国、日本、カナダ等の外国人2,000人の祖国への帰国支援を実現した。その他、消毒液2万リットル等の医療物資のイタリア及びサンマリノへの輸送、救急医療分野におけるウクライナ及びグルジアへの支援を実施している。

大統領選挙等に関するレンデルス欧州委員の発言【14日】

14日、レンデルス欧州委員(司法担当)は、ベルギーのシンクタンクが開催したウェブセミナーにて、5月10日に実施予定の大統領選挙に関し、選挙の実施や延期を決定するのは加盟国であるが、選挙を実施する場合は国際的な義務や自国の憲法に沿うものでなければならないと強調した。また、同委員は、8日に欧州司法裁判所が発表した、裁判官の規律規定に関する欧州司法裁判所の暫定措置の決定について、同決定を歓迎し、EU加盟国は欧州司法裁判

所の全ての判決及び決定の遵守が義務づけられると述べた。

中国からの新型コロナウイルス感染症対策用の医療物資の到着【14日】

14日、700万枚のマスクや数十万着の防護服をはじめとする、中国で調達した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策用の医療物資80トン積んだ大型貨物輸送機がワルシャワに到着した。今次輸送は、首相府の要請を受け、国営の銅生産・冶金公社のKGHM社及び国営石油企業 Lotos 社により実現したものである。モラヴィエツキ首相は、空港での記者会見にて、政府は可能な限り多くの医療物資を購入する方針であり、また、国内生産にも注力し、これらの医療物資は国内の医療従事者に提供される旨述べた。

ポーランド軍事技術大学で11名が新型コロナウイルス感染症への感染を確認【14日】

14日、ポーランド軍事技術大学報道官は、同大学において11人の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染が確認されたことを発表した。なお、同大学では、358人の同大学士官候補生が検疫隔離されていた。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【14日】

14日、プワシュチャク国防相は、イースターの間、

約9,000人のポーランド軍兵士が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のための活動

に従事し、警察、国境警備隊、医療機関及び自治体を支援したと発表した。

## 治 安 等

### 5G技術開発への情報機関の関与に関するポーランド電気通信局長の発言【10日】

ポーランド電気通信局(UKE)のチヘ局長は、5G技術開発に関する国営通信PAPの取材を受け、国内の5G開発から華為技術(Huawei)を排除した場合、必要経費が増大する可能性があり、サイバーセキュリティと競争性、市場成長を同時に担保するために事業者の多角化を進めていると述べた。また、同局長は、5G通信の安全性確保はポーランド情報機関の任務であり、既にUKEが公安庁(ABW)や国防省と同分野で協力を開始していると述べた。また、同局長は、5G通信の安全性確保のためには特別法の制定が必要とし、現在、審議が進められている2法案は事業者の義務を明確に規定しておらず、不十分との見解を示した

### 新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたサイバー攻撃の増加【13日】

ジェチポスポリタ紙によれば、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に乗じて、ポーランドの企業や団体を標的としたサイバー攻撃が増加している。イスラエルのサイバーセキュリティ企業チェック・ポイント・ソフトウェア・テクノロジーズによれば、Direxと呼ばれるマルウェアを使用してオンラインバンキング使用者を攻撃する手口が深刻な脅威となっており、ポーランドの企業・団体の17%が同マルウェアに感染しているとされる。これを受け、当地のNGOコシチュシコ財団及び電機製品生産・輸入者協会(AIMEE)は、政府に地方政府向けサイバーセキュリティ関連補助金制度やIT関連経費の免税等の対策を取るよう提唱している。

### 新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたロシアによる偽情報拡散【14日】

14日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、国営ポーランドラジオで新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を受けた偽情報の拡散に関して言及し、ロシア情報機関はCOVID-19の感染拡大を利用して、西側

への攻勢を強めていると指摘した。同報道官は、これらロシアの敵対的行動に対抗するためにEUタスクフォースを結成するべきとするフォティガ欧州議員(ポーランド出身)の発言についても言及し、国際社会としてロシアによる偽情報拡散への対策を強化する必要性については認める一方、各EU加盟国自身がロシアによるこれら活動への警戒を強化し、対策を講じる必要があると述べた。

### ホジュフで発生した未成年による強盗刺傷事件【15日】

15日、ホジュフで18歳の少年が店舗から商品を盗んで逃走し、これに気づいて追いかけた店主をナイフで刺傷する事件が発生した。少年には殺人未遂の容疑で25年以下の自由剥奪が科せられる見込み。

### 警察による押収品のアルコール等を使用した消毒液の生産【15日】

警察は、経済犯罪の摘発等で押収したアルコールを大量に倉庫で保管しているところ、このたび廃棄予定であった押収アルコール3,659リットルを工場で再処理し、消毒液を生産した。同消毒液は病院に寄贈され、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に従事する医師や看護師の支援に活用される。

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う罰金徴収状況【15日】

保健省によれば、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に伴う自宅隔離措置違反による罰金徴収総額は、470万ズロチに達した。衛生検査官(保健省職員)には、自宅隔離措置の違反者に5,000~30,000ズロチの罰金を科す権限が付与されており、警察官等が行う隔離措置実施状況調査で規定が遵守されていないことが確認された場合、衛生検査官に違反状況が報告される。なお、罰則の強化等により、隔離措置違反件数は減少傾向にあるとされる。

## 経 済

### 経済政策

### ドゥダ大統領、新型コロナウイルス感染症危機対策の修正を提案【9日】

ドゥダ大統領は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する危機対策に関し、ニーズの

変化に応じて随時修正していくことが可能との見解を示した。同大統領は、(1)社会保障費の3か月の支払い猶予につき、全ての企業を対象を拡大すること、また、(2)危機対策による支援対象を202

0年3月1日以前に事業を行っていた全ての企業とするという2つの提案を行い、同提案はモラヴィエツキ首相及びエミレヴィチ副首相兼開発大臣からも理解を得られたと述べた。

#### 下院、公的郵便物の電子送付法案を検討【14日】

下院は、裁判所や行政機関の通知を含む公的郵便物の電子送付を可能とする法案の審議を予定している。現在、公的郵便物は宛先の本人又は代理人に郵送もしくは受け取りに行くことになって

いるが、同法案では郵送か電子送付か、国民が選択できるようになる。但し、企業向けについては、電子媒体のみの送付となる。法案では、2025年末まではポーランド郵便のみが独占権を与えられるが、民間雇用者連盟レヴィアタンは、国営のポーランド郵便が独占することで、処理の遅延やコスト高に繋がることに懸念を示している。同法案の大部分は2020年10月1日の施行を予定しているという。

### マクロ経済動向・統計

#### スタンダード・アンド・プアーズによる格付け【10日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドの信用格付けを「A-」に据え置き、見通しも「安定的」とした。経済成長率については、2020年はマイナス2%、2021年は4.8%と予測。また、財政赤字の対GDP比については、2020年は6.1%、2021年は3.1%と予測している。

#### IMFによるポーランド経済見通し【14日】

国際通貨基金(IMF)は、最新の「世界経済見通し(WEQ)」において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行により、世界経済は2020年にマイナス3%と大幅な縮小が予想されるとした。ポーランドの経済成長については、2020

年はマイナス4.6%に縮小するが、2021年には4.2%に回復すると予測。物価上昇率については、2020年は3.2%、2021年は2.6%、失業率については、2020年は9.9%に急増し、2021年は微減して8.0%になるとの見通しを示した。

#### 3月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、3月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比4.6%増、対前月比0.2%増となった。食料品の価格高騰等が主な押し上げ要因となった。経済専門家の多くは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による各種制限の影響により、消費は引き続き弱含むと見ている。

### ポーランド産業動向

#### 新型コロナウイルス感染症の影響に関する被雇用者の意識調査結果【9日】

世論調査機関IMASが行った調査によれば、現在のパンデミックの影響を受け、59%の被雇用者が賃金引き下げを、38%の被雇用者が失業をそれぞれ懸念している。また、約54%は雇用主が賃金支払いの問題に言及していないと回答した。

#### 新型コロナウイルス感染症による建設業界への影響【10日】

調査会社CASが建設会社を対象に実施した調査によれば、80%が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けていると回答し、98%が感染拡大により、更なる悪影響が生じると回答した。同ウイルスによる納期遅延への影響については、50%が1~3か月の遅延を見込み、32%が3か月以上を見込むと回答した。

#### 公共投資関連動向【10日】

アダムチク・インフラ大臣は、2020年の道路・鉄

道等の公共投資資金は保証されていると述べた。危機対策により、インフラ開発業者が経費増加から守られ、空港の維持支援にも適用されるとしている。また、インフラ省は、必要な認可、決定、手順を遅滞なく行うことができるよう公共調達局(UZP)や関係省庁と密接に連携している。

#### ポーランド航空グループがコンドル航空の買収を取りやめ【13日】

PLL LOTのホールディング会社ポーランド航空グループ(PGL)が、ドイツのコンドル航空の買収を取りやめると発表した。同グループは現時点ではこれ以上の情報は伝えることができないとしている。同グループは1月にコンドル航空の買収を表明していたが、新型コロナウイルスの影響等でコンドル航空が財務状況を明確に示せない状況となっていた。

## エネルギー・環境

**PGEの事業方針【10日】**

国営電力会社PGEは、事業評価の結果を踏まえ、採算性が良くない事業、特に同社のコアビジネスに直接的に関係しない事業について中止すると発表した。なお、同社のコアビジネスは、褐炭発電、熱供給、再生可能エネルギー、システムチェックサービス及び販売とされている。

**3月の発電電力構成の動向【14日】**

国営送電企業PSEによれば、3月の発電電力構成は、石炭火力発電が50.21%(前年同月46.79%)、ガス火力発電が9.22%(前年同月7.27%)で、前年よりも化石燃料による発電比率が上昇した。

## 科学技術

**ポーランド科学アカデミーが新型コロナウイルス感染症検査キットの生産を開始【10日】**

ポーランド科学アカデミー(PAN)は、ゴヴィン科学・高等教育大臣(当時)の決定に基づき、有機化学研究所(ICHB)において新型コロナウイルス感染症の検査キットの生産を開始した。同研究所に

は既に最初の10万個の検査キットの生産のための資金が付与されている。マキシモヴィチ科学・高等教育大臣は、同検査キットは新型コロナウイルスの検査に適切であり、感度もこれまでのものと同等で、かつ安価であると述べた。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年4月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、

政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・

サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中**

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584- 73 00 , E メール：info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))